

<第5号議案>

鈴鹿市地域公共交通会議規程の一部改正について

1 理由

- (1) 副会長を2人体制に変更した運用実績を踏まえ、規程第5条を改正する。
- (2) 規程第18条で引用している「鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」が「鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に名称変更され、第2条別表が改正されたことに伴い、改正する。

2 施行日

議決の日から施行

3 新旧対照表

別紙のとおり

<第5号議案 別紙>

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(役員) 第5条 交通会議に、次の役員を置く。 (1) 略 (2) 副会長 <u>2人</u> (3) 略 2～5 略 (報酬及び費用弁償) 第18条 略 2 報酬及び費用弁償の額並びに<u>その支給方法は、鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の例による。この場合において、報酬の額については、同条例別表第19号に定める報酬の額とする。</u>	(役員) 第5条 交通会議に、次の役員を置く。 (1) 略 (2) 副会長 <u>1人</u> (3) 略 2～5 略 (報酬及び費用弁償) 第18条 略 2 報酬及び費用弁償の額並びに<u>支給方法等は、鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年3月26日条例第58号）及び第2条別表（28）の例による。</u>